

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案に
関する意見募集について

令和 2 年 2 月 22 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部環境改善室

厚生労働省では、今般、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）及び作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号）の一部を改正することを予定しています。

つきましては、別添の改正概要に関し、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

（※なお、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の改正に併せて、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）、作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）等の改正も行いますので、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「作業環境評価基準等の一部を改正する告示案」に関するパブリックコメントにつきましても、併せてご覧下さい。）

記

1 意見公募期間

令和 2 年 2 月 22 日（土）から令和 2 年 3 月 22 日（日）まで（郵送及び F A X の場合についても同日必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室 宛て

(3) F A X の場合

F A X 番号：03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室 宛て

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名・住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名・主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。